

## ヤスクニ・レポ 205

### 「憲法に習熟しよう」

代表 西川重則

1

今年の八月一五日に、平和遺族会全国連絡会の集会で、パネリストのひとりであった畑野君枝国会議員が、代表である私の発言、「憲法に習熟しよう」について、次のように「赤旗」(二〇一六・八・二〇)で率直な感想を述べて下さった。今後の課題として重要な発言であるので、改めて報告し、運動に生かしたい。

「平和遺族会全国連絡会のシンポジウム『安保法を無効にするためにいかに闘うか』には、民進党、社民党の国会議員と一緒に、日本共産党の私もパネリストとして参加しました。『憲法に習熟しよう』という主催者の呼びかけは心に響くものでした。

昨年9月19日以降、安保法制廃止を求める、野党と市民の共闘が全国に広がり、さきの参院選では大きな力を発揮しました。

『次の衆院選でも野党4党は共闘すべきだ』が、世論調査では50.8%にもものぼります。

市民と野党の共闘を発展させるために、地域から対話を広げたいと思います。

『戦争も核兵器もない、日本と世界を』と胸に刻む、この8月から」。

畑野議員の提案について、それぞれの感想があるだろうと思っているが、私自身は事柄の重要性については、畑野議員の提案は一考に値すると思っている。私の運動論のひとつとして、憲法改正(改悪)阻止のための一万人集会を提案している。実現のむずかしさは承知しているが、実現は夢なのか。夢かも知れない。しかし、推進運動の集会として、昨年一万人集会が開かれた。安倍首相も参加して、発言・アピールしたことは知られていよう。

なぜ推進運動が成功し、私たちには不可能なのか。畑野議員が私の八・一五の時の発言・呼びかけに対して、率直な感想を述べられた。「呼びかけは

心に響くものでした」と、「赤旗」に訴えられた。

「憲法に習熟しよう」という具体的な意味は何なのか。憲法に習熟するために有効な方法についてよく考える必要がある。まず、日本国憲法に習熟するために徹底学習が求められよう。なぜ日本国憲法に習熟する責任課題が不可欠・不可避の課題なのかをよく考えねばならない。

「朝日新聞」(二〇一六・七・二八)に報道されているように、「改憲勢力『3分の2』確定 参院4会派計163議席に」と。間もなく憲法審査会が再開されるが、たとえば衆院の憲法審査会(定員50人)も自民31、公明4…という内訳で、衆参ともに審査会は与党が圧倒的多数を占めている状況、すなわち安倍首相が憲法改正(改悪)問題について質問されると必ず、明文改正が具体的に可能な憲法審査会の現状について誇らしく自信をもって知っていることを発言・提案することを考えねばならない。

稲田朋美氏が防衛大臣に起用されたのも、稲田氏の思想が改憲の立場であることからであることは自明のことである。靖国神社参拝を当然視する人物であることを、防衛問題についても安倍首相と同じ思想の持ち主であることは、たとえば、同じ「朝日新聞」(二〇一六・一〇・一〇)で明らかだが、「駆けつけ警護急ぐ準備 南スーダンPKO 稲田防衛相、治安の安定性強調」という大きな見出し、その解説も、稲田氏の思想、発言が改憲の持主であることを裏づけている。

2

自衛隊が「駆けつけ警護」として、「武器をもって助けに向かう」と何気なく報道されているが、憲法違反の「駆けつけ警護」であることを裏づけている。PKOの実態を報告すれば次の通りである。

私自身は、PKO協力法が成立した一九九二年六月一五日の時も傍聴によって知ることができた。重

要なことだから PKO について解説しておこう。PKO は通常「平和維持活動」と翻訳されているが、PKO は複数の場合、英語の O は活動(平和維持)ではなく、軍事活動すなわち Operations と複数として平和活動と峻別される。何度もハワイやアメリカ本土に行ったが、アメリカでは通常 S をつけて用いられている。軍事国家のアメリカであり、自明のことである。

稲田朋美議員が、南スーダンで、PKO(平和活動)ではなく、武力行使の S をつけられた軍事活動であることを無視して、防衛大臣としての行使を当然視して、私の批判など問題にしない議員であることを強調し、批判すべき人物であることを述べておきたい。

最後に憲法問題、直接には改憲問題、動向について述べたい。以下、その参考になるいわゆる社会通念と言ってよい考え方についてひとつの事例を引用して見たい。次の通りである。『NHK 編 憲法論争 その経緯と焦点』、林修三、小林直樹、色川大吉、江藤淳の討論参加・執筆者による労作である。一九八三年五月三日の放送であり、相当古い書物である。次は一九九頁からの引用である。

「第二十条の信教の自由の既定の文言が昭和二十年十二月の GHQ のいわゆる神道指令の内

容を受け継いだものであることは明らかであるが、座談会で江藤氏が指摘されてように、独立回復後、三十数年を経過した今日、そろそろ神道指令の亡霊から脱却した解釈が考えられていてもよい時期にきているのではないかと思う」。

類似の発言が見られる昨今であるが、要するに「そろそろ」改憲したらどうかという発想である。「神道指令」は敗戦直後の一九四五年一月五日 GHQ によって、大日本帝国憲法にはなかった「信教の自由」の必要が明言された文言であり、敗戦日本の日本国憲法の必要を認識させた歴史的事実であり、日本人としてその必要性について訴えることがなかった時に GHQ によって重要な指摘がなされたことを忘れてはならない。

にもかかわらず、日本人が戦前志向の発言を NHK の書物によって、明文改憲(改悪)を強調したことを主権者・有権者として忘れてはならない。私が強調し、その後畑野君枝議員が「赤旗」新聞によって、「憲法に習熟しよう」と明言して下さったことを心に刻み、明文改憲(改悪)阻止の戦いを共に戦うべきことを強調して終わりたい(二〇一六・一〇・一七)。

## 2016年9月16日例会奨励 マルコの福音書14章3～9節 「主イエスへ美しいことをする」 須田 毅 牧師 (JECA 西堀キリスト福音教会)

主イエスへ香油を注いだ女性は、各福音書に見られる。このマルコ福音書では、この女性のしたことが「むだ」と弟子たちに見なされていることが特徴的である。

この女性がしたことは、主イエスへの献身のあらわれと言える。彼女の意図や心情は明らかにされていないが、高価なナルド油を惜しげなく主イエスへ注いだということは、最も良いものを救い主へささげたいという素朴な熱い願いがそうさせたのだろう。弟子たちはそれをむだだと言うが、主イエスは「りっぱなことをした」とおっしゃる。これは別訳として「美しいこと」とも訳される。

主に対して、いさぎよく献げる姿は美しい。最も価値あるお方へ、自分の持っているすべてをささげきってしまう清々しさがある。彼女がどの程度、この時点で主イエスがどのようなお方であることを理解していたのかはわからない。しかし、ささげて従うに足

るお方だと言う信仰は明瞭であった。

キリスト者にとって、神が神であることを明瞭にし、神で無いものは神でないということを明らかにすることが、信教の自由における戦いの中心であろう。異教社会に生活していながら、その社会の価値観やこの世の価値観にキリスト者も教会も揺さぶられる。その時に自問する次のような声が聞こえる。

「お前は自分を真実に主イエスにささげているのか。ささげていけば、神でない存在、そのようなことから出てくる価値観ははっきりわかるではないか」。昨今の当該の課題に厳しさを感じているが、そこには自分が神を神としているのか、という問いが繰り返されているのである。美しいことを喜ばれる主イエスに、美しい働きをお返しするなら、神の栄光が明らかにされて、神以外のことで惑わされない。そこでこそ、ことばである主イエスに聞き抜く幸いを得られるはずである。